

議第86号

京都市任期付職員の採用に関する条例の制定について

京都市任期付職員の採用に関する条例を次のように制定する。

平成21年 5月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市任期付職員の採用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項及び第7条第1項の規定に基づき、職員（同法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させ

る必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新しようとするときは、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

- 2 京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 次に掲げる者に対しては、その者の勤続期間に応じ、別表甲欄に掲げる支給率を退職の日におけるその者の給料月額（清掃職務給以外の給料の月額をいう。以下同じ。）に乗じて得た額

ア 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生じたこと又はこれに準じる事由により退職した者

イ 公務上の傷病により退職した者

ウ 死亡により退職した者

エ 定年に達したことにより退職した者（京都市職員の定年等に関する

る条例第4条の規定により勤務した後退職した者を含む。)

オ 京都市任期付職員の採用に関する条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員又は市立大学の学長で、任期が満了したことにより退職したもの

附則第4項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

提案理由

職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定める必要があるので提案する。